



よくあるご質問



入会したらお金の管理とかをすべて任せなくてはいけないのでしょうか？まだ自分で管理できるようにしておきたいのですが。



判断力がしっかりしているうちはもちろんこれまで通りご自身で管理してください。認知症状の進行が診られてきた場合などは成年後見制度を活用したり金銭管理をお手伝いしています。



保証人になるとは言っている息子がいますが、遠方に住んでいるしお嫁さんの親と同居しているので迷惑をかけないようにしておきたいのですが、入会は可能ですか？



子どもさんならともかく、兄弟や友人に頼るとなると年齢的に不安と考える方もいらっしゃると思います。ご親族などとは必要に応じて連携していきますので、入会の段階から私たちの役割などを説明し立場を理解してもらうように心掛けています。



特別養護老人ホームに入所している姉の支援を引き受けていただくことは可能ですか？自分も80歳を超えいつまで支援し続けられるか心配なのです。



対象となる方の判断力がしっかりしていない場合は諸条件を整えることで支援を行なっています。どのような手続きが必要かは状況によりますのでご相談させていただきます。



入会を迷っています。すぐにでも支援が必要というわけでもないし、かと言っていつどうなるかなんてわからないし、どのタイミングでお世話になるのが良いのでしょうか？



少なくともご自身でしっかりと判断できる時期が望ましいと思います。私たちとしても信頼関係を深めるための期間を頂ければ嬉しいです。一部の既存会員様などにご協力いただいておりますので入会後の実際の感想をお聞きになることも可能ですのでご相談ください。



2016年春ごろに解散した（公財）日本ライフ協会とは関連がありますか？



全国展開していた当時の組織が不名誉な理由で解散となり、その混乱の解決方法として、神奈川県の実業家を支援していた職員で新たに設立したのが当団体です。具体的ないきさつなどはご相談の際などにお尋ねください。



ご挨拶



代表理事
中 嶋 透 博



世の中には、ご高齢の方にとって様々な課題が山積しています。なかでも身寄りがいない方や高齢になって頼れる方がいないなどの場合、社会が用意している諸々の福祉制度では解決できないことが多くあるように感じています。

成年後見制度を一例にとってみますと、判断力の低下した方の財産を保護することが主な役割ですので、頼れる身寄りのない方や、そもそも認知症でもない方が必要としているサポートとは一致しません。

また、私が以前民生委員を地元で受けていた時に感じたことは、ボランティアであるからゆえにあまり踏み込んだ支援はできない、いつまで担当でいるかもわからない自分に多くを委ねてくれることは難しいといったことです。

病院や介護施設などではご家族の方ですか？とよく尋ねられます。私たちは家族に代わるキーパーソンを務めていますとお答えしています。私たちの担いは、このキーパーソンとしての立場が変わることなく務める「生涯の暮らしのパートナー」です。

人生のエンディングに向けて

安心して暮らすためのサポートをいたします

一般社団法人 ライフ協会 かながわ

☎ 0466-86-5338

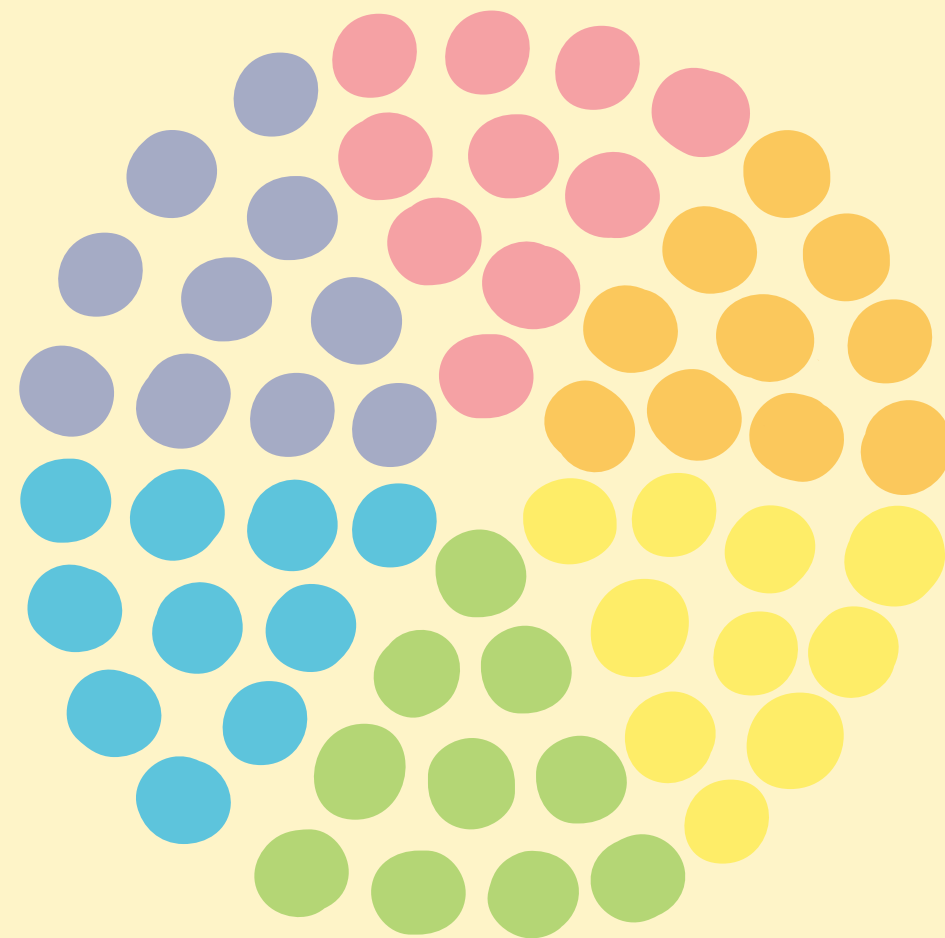
〒252-0804 神奈川県藤沢市湘南台1-14-16 イーグル湘南 304 号

FAX : 0466-86-5337 E-mail : life@pure.ocn.ne.jp

HP : <https://www.life-kanagawa.com/>

～家族に代わるキーパーソン～

生涯の暮らしのパートナー



一般社団法人 ライフ協会 かながわ

キーパーソンの必要性

「終活」といった言葉がごく身近に使われるようになりました。人生のエンディングを見据え、財産などについて遺言の準備をされたり、お墓や葬儀のスタイルを決められる方もいらっしゃる。事前に準備できることはご自身で計画することができますが、その計画を実行すべき誰か、もしくは不測のことがあった場合も誰かに委ねなければなりません。その役割つまりキーパーソン（カギとなる人）を誰に託すのかも重要なことです。

人は産まれてから相当な期間を親に保護してもらい大人になりますね、つまり親がキーパーソンです。乳幼児とは異なりますが、高齢者にとってもキーパーソンは必要です。その担い手は多様になってきていますので、長男がすべてやってくれるという方もいれば、今のところ兄弟や配偶者がいるから考えたこともないという方もいます。頼れる身寄りがない方は、弁護士に任せるとか友人に託すという方もいるでしょう。いずれにしても自分にとってのキーパーソンは誰なのかを確認し準備しておくことで、せつかくのエンディング計画が台無しになったり、病気で入院したり介護が必要になった時などに思いもよらぬ事態を防ぐこともできることでしょう。



身元保証人としての役割

●介護付き有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホームなどへの入居の際の身元引受かつ連帯保証

●医療機関への入院手続き、手術や治療方針に対する医療同意や介護プランの同意

他にもあるキーパーソンの役割 ※必要に応じ弁護士などと連携する場合があります。

・様々な不測の事故 ・旅行先での緊急入院 ・支払い困難時の立替払い
・入居施設からの要望や相談 ・認知機能低下の際の後見手続き ・相続人不明の際の戸籍調査

日常生活の支援

ご自宅	介護施設など	入院
●通院や買物の付き添い ●役所や銀行等の手続き代行 ●介護保険外の生活サポート ●住まいの簡単な営繕 ●様々な生活相談 ●お墓参りへの付き添い ●高齢者施設のご案内 ●介護サービスの認定や打ち合わせ ●遺言書の作成支援 ●任意後見契約	●施設入居に向けた見学や、契約手続き ●転居に伴う自宅の整理・売却および行政手続き ●施設相談員との協議や定期的な打ち合わせ ●入居中のお買い物代行 ●通院などの外出の付き添い ●施設対応が難しい場面での様々なサポート	●入退院時の手続きや付き添い ●入院中の各種手続きや支払い ●医師やソーシャルワーカーとの協議 ●リハビリ入院中の衣類の洗濯や必要品のお届け ●手術の際の立ち合いと、医療同意 ●入院中の自宅の状況確認や、郵便物の管理

永眠後の支援

●家族（遺族）が行なうとされているあらゆる手続きを執り行います

一般的な流れ	様々な手続き
●危篤・死亡時の駆けつけ ●ご遺体を安置場所へ搬送手配 ●死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の受領 ●ご親族・ご友人等緊急時の指定先へ連絡 ●生前のご意思に従った葬儀 ●喪主代行し火葬・拾骨	●死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の受領 ●施設費、医療費、介護費、市民税などの精算 ●年金停止、保険証や証明書の返却などの行政手続き ●電気・ガス・水道などの停止と精算 ●携帯電話、インターネット、クレジットカードなどの解約 ●居所の家財整理や老人ホームの退去手続き ●ご友人などへの訃報連絡 ●遺言執行もしくは法定相続人への引き渡し ●郵便配送物の停止連絡・・・など他にも多数

ご入会まで

- 1 ご相談**

こういったことでお困りかお話を伺います。
ご友人とかケアマネージャーさんなど、同席可能な方がいらっしゃる
とより話しやすいかもしれません。
- 2 契約内容のご提案・ご説明**

支援の内容と費用について
ご説明いたします。
- 3 契約の締結**

★契約時に必要なもの★
①住民票【本籍地・筆頭者記載のもの】
②口座振替用の通帳・印鑑 ③保険証などのコピー
- 4 必要な情報の聞き取り**

生涯のパートナーとして関わっていくための様々な情報
をお聞かせいただきます。【ご親族のこと、健康状態の
こと、財産のこと、永眠後のご希望など・・・】